

財団法人花巻市体育協会

寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人花巻市体育協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岩手県花巻市城内1番43号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、花巻市におけるスポーツ振興を図り、もって市民の体力の向上及びスポーツ精神の涵養に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市民及び市内の団体のスポーツ活動の育成及び支援
- (2) スポーツ指導者の育成及び支援
- (3) スポーツに関するイベントの企画及び実施
- (4) スポーツに関する啓発宣伝
- (5) 花巻市が設置する体育施設の管理受託
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 加盟団体

(加盟団体)

第5条 この法人は、花巻市におけるスポーツに関する団体でこの法人の趣旨に賛同するものを加盟団体とすることができる。

(加盟)

第6条 この法人に加盟しようとする団体は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経なければならない。

(脱退等)

第7条 加盟団体が脱退しようとするときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 加盟団体が加盟団体として不相当と認められるときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経て、当該団体を除名することができる。

第4章 資産及び会計

(資産の構成)

第8条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 補助金及び加盟団体負担金
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第9条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第10条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第11条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、岩手県教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第12条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び評議員会の議決を経て、毎会計年度開始前に岩手県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第14条 この法人の収支決算は、会長が作成し、事業報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録とともに監事の意見を付し、理事会及び評議員会の承認を受けて、毎会計年度終了後3箇月以内に岩手県教育委員会に報告しなければならない。

(長期借入金)

第15条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、岩手県教育委員会の承認を

受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 16 条 第 11 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たに義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 17 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(加盟団体負担金)

第 18 条 加盟団体は、別に定める負担金を毎年度納入しなければならない。

第 5 章 役員、評議員及び職員

(役員)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 人以上 23 人以内 (会長 1 人、副会長 3 人を含む。)

(2) 監事 3 人

(役員を選任等)

第 20 条 会長及び副会長は、評議員会で推挙する。

2 理事は、加盟団体及び学識経験者の中から、評議員会で選任する。

3 専務理事は、事務局長を兼任する。

4 監事は、評議員会で選任する。

5 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

7 理事に異動があったときには、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を岩手県教育委員会に届け出なければならない。

8 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を岩手県教育委員会に届け出なければならない。

(理事の職務)

第 21 条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、寄附行為に基づきこの法人の業務を執行する。

4 専務理事は、理事会の議決に基づき会務を掌理する。

(監事の職務)

第 22 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次に掲げる職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときには、これを理事会、評議員会又は岩手県教育委員会に報告すること。

(4) 前号に報告をするため必要があるときは、理事会又は、評議員会の招集を請求すること。

(役員任期)

第23条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第24条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の支障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第25条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(評議員選出等)

第26条 この法人には、評議員35人以上41人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長が任命する。

3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

4 評議員は、役員を兼ねることができない。

5 評議員には、前3条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第27条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し必要と認める事項について助言する。

(職員)

第28条 この法人の事務を処理するために、事務局を設け必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会議

(理事会の種別)

第 29 条 この法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決し、執行する。

(理事会の開催)

第 32 条 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

2 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事現在数の 3 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して理事会の招集を請求されたとき開催する。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 35 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開会することができない。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 37 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印のうえ、これを保存する。

(評議員会)

第39条 第29条、第30条、第32条、第33条及び第35条から前条までの規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の議長)

第40条 評議員会の議長は、会議の都度、出席評議員の互選で定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第41条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、岩手県教育委員会の承認を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第42条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、岩手県教育委員会の承認を受けて解散する。

2 解散するとき存する残余財産は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、岩手県教育委員会の承認を受けて、この法人の目的と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付け等)

第43条 この法人の事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 業務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類及び同項6号の書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上保管しなければならない。

(委任)

第44条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、第20条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第23条第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。

2 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第13条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成6年3月31日までとする。

4 この寄附行為は、平成 6年 3月18日から施行する。

5 この寄附行為は、平成 7年 6月21日から施行する。

6 この寄附行為は、平成 9年 4月10日から施行する。

7 この寄附行為は、平成14年 6月13日から施行する。

8 この寄附行為は、平成18年12月 6日から施行する。

9 この寄附行為は、平成19年 4月10日から施行する。